

報道発表資料様式

3 / 10 (月) の行事

報道発表資料の配付日時 3月6日(木) 9時30分

発表項目 (行事名)	令和6年度北海道社会貢献賞(献血推進功労者)の表彰について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>1 表彰状受賞者(住所) キリンビール株式会社 北海道千歳工場(千歳市上長都949-1)</p> <p>2 贈呈日時及び場所 (1) 日時: 令和7年3月10日(月) 10:30~ (2) 場所: キリンビール株式会社 北海道千歳工場応接室</p> <p>3 表彰状贈呈の趣旨及び対象者の範囲 別添北海道知事表彰保健福祉部関係事務取扱要領のとおり</p> <p>4 受賞者の献血実績等 平成元年6月から35年4か月の長きに渡り継続して献血に協力し、 毎回献血実施の際は、多くの協力者が事前に予約をして来場されるため、 スムーズに献血協力をいただいている。</p> <p>〈献血実績(令和3年度~令和5年度)〉 献血回数: 8回 献血者数: 135回(全て400mL献血) ※回数及び人数とも延べ数、組織人員数84人</p>		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い	<p>・当日の来場については、別添キリンビール(株)北海道千歳工場御来場に関するご案内のとおりです。</p> <p>※取材に御協力いただける場合は、3月7日(金)15時まで下記千歳保健所担当者まで社名及び御担当者の名前、取材人数をご連絡くださいますようお願いいたします。</p>		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当(連絡先)	石狩振興局保健環境部千歳地域保健室(千歳保健所)企画総務課長 松村 TEL 0123-23-3175(代表)		
---------	---	--	--

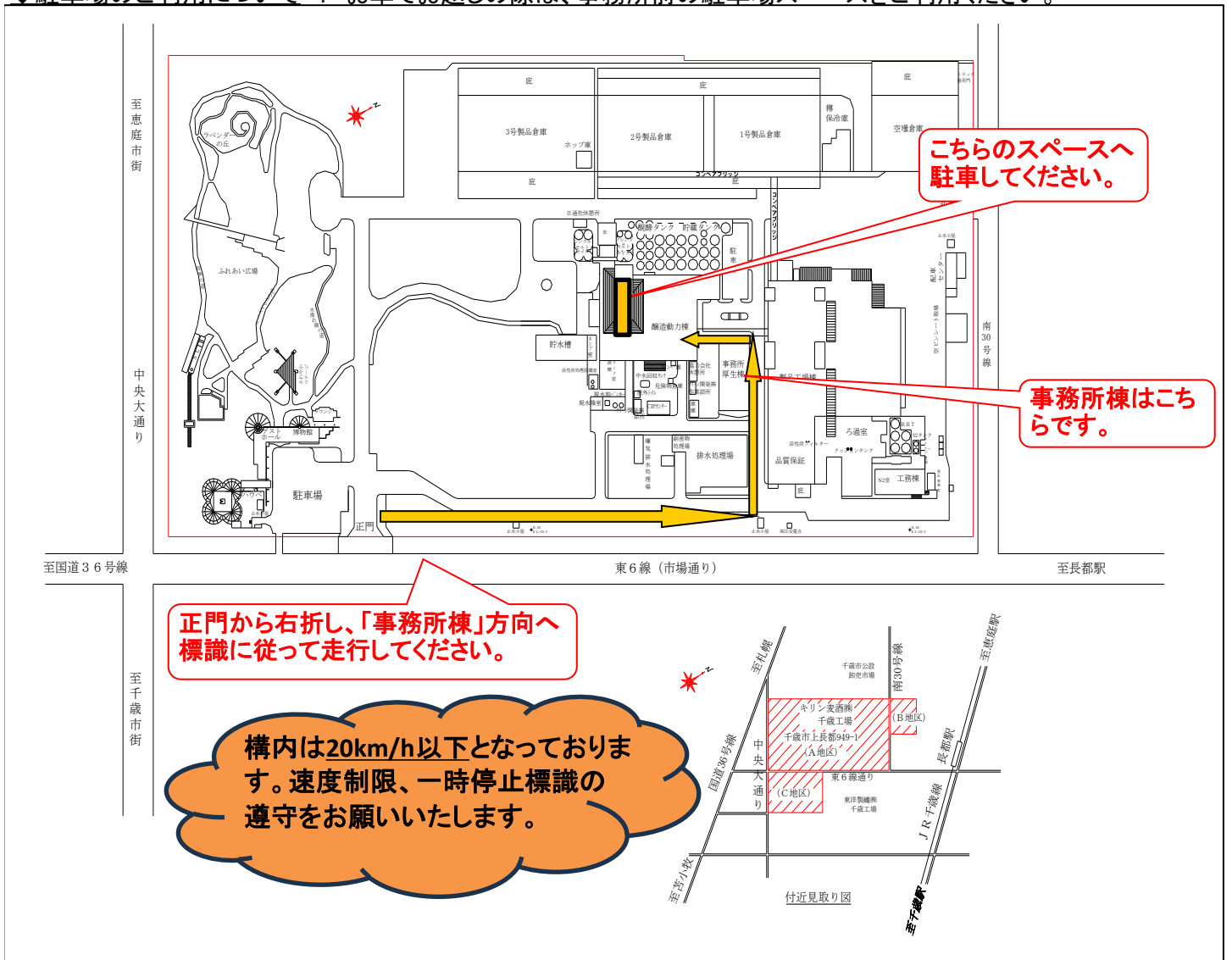
〈キリンビール(株)北海道千歳工場御来場に関するご案内〉

平素より格別のご厚情受け賜り、誠にありがとうございます。
この度、当社へお越し頂く際のご案内をさせていただきます。
ご不明な点などございましたら 総務広報担当 大橋 (080-1890-5851)までご連絡いただきますようお願いいたします。

記

◆ご来場時の開錠について: 事務所棟に到着されましたら、お手数ですが大橋までご連絡をお願いします。

◆駐車場のご利用について : お車でお越しの際は、事務所前の駐車場スペースをご利用ください。



(別表第1号)

表彰の種類	表彰の対象	表彰の基準				表彰者数	推薦主体	推薦時期	表彰時期	所管課名
		区分	職種等	基準	従事年数					
北海道 社会貢献賞	医療関係功労者	地域医療功労者	医師 歯科医師 関係団体	1 永年、へき地にあつて、住民の医療の確保に尽力し、その功績が顕著なもの 2 永年、地域医療の確保に尽力し、特にその功績が顕著なもの 3 永年、住民の保健衛生、健康管理に尽力し、その功績が顕著なもの（なお、公務員の本来業務であっても、表彰の趣旨に鑑み上記基準に合致する功績は、表彰対象とする）	10年以上	12人 (団体)	総合振興局長及び 振興局長（以下「総合振興局長という。」） 政令市長 団体の長	8月下旬	秋期	地域医療推進局 地域医療課
		優良医療職員	医療従事者 (医師、歯科医師、看護職員を除く)	1 永年、技術の改善向上に努め、その功績が顕著なもの 2 永年、組織の育成指導に努め、その功績が顕著なもの 3 永年、地域住民の保健衛生確保に尽力し、その功績が顕著なもの	20年以上	5人	総合振興局長等 政令市長 団体の長	8月下旬	秋期	地域医療推進局 医務薬務課
		優良看護職員	保健師 助産師 看護師 准看護師	1 永年、看護業務に尽力し、その功績が顕著なもの 2 永年、組織の育成指導に努め、その功績が顕著なもの	20年以上	15人	総合振興局長等 政令市長 団体の長	7月中旬	秋期	地域医療推進局 医務薬務課
		救急医療功労者	医師 歯科医師 関係団体	1 永年、地域の救急医療の確保、救急医療対策の推進に尽力するなど、その功績が顕著なもの	10年以上	2人 (団体)	総合振興局長等 政令市長 団体の長	8月下旬	秋期	地域医療推進局 地域医療課
		介護老人保健 施設事業功労者	施設の長	1 永年、介護老人保健施設の施設長として業務に尽力し、その功績が顕著であり、かつ現に在職しているもの	原則 20年以上	4人	総合振興局長等 政令市長	春期	秋期 (北海道老人保健施設大会席上)	福祉局 高齢者保健福祉課
			従事者	1 永年、介護老人保健施設の従事者として業務に尽力し、その功績が顕著であり、かつ現に在職しているもの	原則 20年以上	8人	総合振興局長等 政令市長	春期	秋期 (北海道老人保健施設大会席上)	福祉局 高齢者保健福祉課

表彰の種類	表彰の対象	表彰の基準				表彰者数	推薦主体	推薦時期	表彰時期	所管課名
		区分	職種等	基準	従事年数					
北海道 社会貢献賞	保健衛生関係 功労者	公衆衛生功労者	一般	1 永年、広く公衆衛生水準の向上に献身的な努力をし、その功績が顕著なもの 2 永年、広く公衆衛生水準向上のため地域住民を指導援助する等その功績が顕著なもの	10年以上	5人	総合振興局長等 政令市長	6月30日	秋期	健康安全局 地域保健課
		食生活改善功労者	栄養士 食生活改善推進員 地区組織 給食施設	1 永年、地域住民の食生活改善を指導し、健康増進に尽力した功績が顕著なもの 2 永年、地域住民の食生活改善の実践活動行い、住民の健康増進に尽力し、その功績が顕著な個人又は団体 3 集団給食の栄養改善に尽力し、住民の健康増進に資する等特に模範となる施設	個人 20年以上 団体 10年以上	5人	総合振興局長等 政令市長	7月下旬	9～10月	健康安全局 地域保健課
		調理師功労者 及び優良調理師	調理師	1 永年、調理業界の指導及び調理技術者の育成に尽力し食生活の向上に貢献した功績が顕著なもの 2 永年、調理業務に従事し、調理技術の研さん及び調理師の指導に努め、他の模範となるもの	20年以上	12人	総合振興局長等 政令市長	8月上旬	随時	健康安全局 地域保健課
		母子保健功労者	母子保健業務従事する保健師、助産師、医師等	1 永年、母子保健事業又は家族計画の普及向上、改善及び識高揚に著しい功績のあったもの 2 永年、地区住民の母子保健の向上又は家族計画の普及に関する意識を高めた功績が顕著な団体	個人 20年以上 団体 10年以上	3人	総合振興局長等 政令市長	6月30日	秋期	子ども政策局 子ども政策企画課

表彰の種類	表彰の対象	表彰の基準				表彰者数	推薦主体	推薦時期	表彰時期	所管課名
		区分	職種等	基準	従事年数					
北海道 社会貢献賞	生活衛生関係 功労者	食品衛生功労者	食品関係業者	1 永年、食品衛生の普及向上に努め、その功績が顕著なもの 2 食品衛生に関する発明、発見、研究に功労があったもの 3 永年、食品衛生行政に対する協力、業界の指導育成等に努め、その功績が顕著なもの	1、3については10年以上 2については不問	15人	総合振興局長等 政令市長	6月頃	秋期 (食品衛生 大会席上)	健康安全局 食品衛生課
		食肉衛生功労者及び優良従事者	食肉業務関係者 (と畜場の設置者及び管理者、と畜検査員、従業員)	1 永年、と畜場の近代化、能率化、食肉検査行政に対する協力、業界の育成等に努め、その功績が顕著なもの 2 永年、食肉検査に従事し、その功績が顕著なもの 3 永年、肉畜処理業務に従事し、業務の向上に努め、その功績が顕著なもの	1、2については10年以上 3については20年以上	4人	総合振興局長等 政令市長	8月頃	秋期	健康安全局 食品衛生課
		生活衛生功労者	理容師美容師養成施設及び生活衛生同業組合の関係者	1 永年、理容師及び美容師の育成施設の管理運営に尽力し、又は理容教育及び美容教育の質的向上に功績があり、他の模範となるもの 2 永年、業界関係者の指導育成に尽力し、生活衛生の確保に貢献した功績が顕著なもの	20年以上	6人	総合振興局長等 政令市長 団体の長	8月頃	秋期	健康安全局 食品衛生課
		建築物環境衛生功労者	建築物環境衛生事業関係者	1 建築物環境衛生に関する有益な研究、考案を行い事業の発展に顕著な功績のあったもの 2 建築物環境衛生団体における業界の指導育成等に功績があったもの	10年以上	2人	総合振興局長等 政令市長 団体の長	8月頃	秋期	健康安全局 食品衛生課

表彰の種類	表彰の対象	表彰の基準				表彰者数	推薦主体	推薦時期	表彰時期	所管課名
		区分	職種等	基準	従事年数					
北海道 社会貢献賞	薬事関係功労者	薬事功労者	薬事関係者	1 医薬品等の研究開発に功労のあったもの 2 薬事を通じ保健衛生の向上に貢献したもの	1 については不問 2 つについては個人 20 年以上 団体 10 年以上	5 人	総合振興局長等 政令市長 団体の長	夏期	秋期	地域医療推進局 医務薬務課
		献血推進功労者	一般	1 献血思想の普及、組織の育成強化等に尽力し、その功績が顕著なもの	個人 5 年以上 団体 5 年以上	10 人	総合振興局長等 政令市長	秋期	冬期	地域医療推進局 医務薬務課
	社会事業関係 功労者	社会事業功労者	民生委員 児童委員	1 民生委員・児童委員（方面委員令による方面委員及び民生委員令による民生委員期間を含む。）として、在職し、その功績が特に顕著であり、かつ、原則現に在職しているもの	15 年以上	218 人	総合振興局長等 政令市長	6 月中旬	8 月下旬 ～9 月上旬 (北海道社会福祉大会席上)	福祉局 地域福祉課
			社会福祉事業 施設従事者	1 社会福祉事業施設の長（従事者の期間は除く。）として業務に精励し、その功績が特に顕著であり、かつ、原則現に在職しているもの 2 社会福祉事業施設の従事者として業務に精励し、特に他の模範として認められる者であり、かつ、原則現に在職しているもの	20 年以上 20 年以上 以上					
			社会福祉事業 団体関係者	1 社会福祉事業団体の役員等として、業務に精励するとともに、社会福祉事業の発展に貢献し、その功績が特に顕著であり、かつ、原則現に在職又は活躍しているもの 2 共同募金運動奉仕者として過去 20 年以上にわたり率先して活動を行い、現在なお活躍中の者、又は過去 10 年にわたり率先して活動を行い現在活躍中の者でありその活動が他の模範となるもの 3 共同募金運動奉仕団体として過去 10 年以上にわたり率先して活動を行い現在なお活躍中の団体	20 年以上 20 年以上 (他の模範 となるもの 10 年以上) 10 年以上					

表彰の種類	表彰の対象	表彰の基準				表彰者数	推薦主体	推薦時期	表彰時期	所管課名
		区分	職種等	基準	従事年数					
北海道 社会貢献賞	社会保険関係 功労者	国民健康保険 事業功労者	個人 市町村保険者職 員、国民健康保険 運営協議会委員、 組合保険者役職 員、国民健康保険 診療報酬審査委 員会委員、国民健 康保険審査会委 員、国民健康保険 団体連合会役職 員 団体 市町村保険者、組 合保険者、医師 会、歯科医師会、 薬剤師会、国民健 康保険団体連合 会	1 国民健康保険事業の事務に精励し、その成績が顕著で 他の模範とするにたる個人 2 国民健康保険事業の振興発展に寄与し、その功績が顕著 な団体	個人 20年以上 (診療報酬 審査委員会 委員は10年 以上) 団体 10年以上	12人	国保医療課長 国保組合 理事長 国保連合 会理事長	7月下旬～ 8月上旬	10月	健康安全局 国保医療課
	青少年健全育成 功労者	青少年健全育成推 進功労者	一般	1 青少年の健全育成指導等を10年以上にわたり実践し 顕著な功績のある者 2 非行青少年の善導、更生等を10年以上にわたり実践し 顕著な功績のある者 3 10年以上にわたり青少年のための環境づくりの推進 に努め、顕著な功績のある者	10年以上	14人	市町村長等	4月～5月	9月	子ども政策局 子ども家庭支援課

表彰の種類	表彰の対象	表彰の基準				表彰者数	推薦主体	推薦時期	表彰時期	所管課名
		区分	職種等	基準	従事年数					
北海道善行賞	障がい者自立活動者及び障がい者自立支援功労者	障がい者自立活動者		1 障がい者であって、よくその障がいを克服し、現在自立した日常生活又は社会生活を営み、社会活動に参加するなど他の障がい者の模範と認められるもの		15人	総合振興局長等 市長 団体の長	5月末頃	夏期から秋期頃 (団体が主催する全道規模の大会席上等)	福祉局 障がい者保健福祉課
		障がい者自立支援功労者		1 民間人であって、障がい者の自立と社会参加に尽くした功績が特に顕著であると認められるもの	10年以上					
	優良里親	里親		1 委託里親として、養育指導に尽力し、その功績が顕著なもの		10人	総合振興局長等	8月	9～10月	
	優良ひとり親家庭	ひとり親家庭の親		1 ひとり親家庭が自立更生し、他の模範となるもの		14人	総合振興局長等	3月末	5～6月	子ども政策局 子ども家庭支援課

(別表第2号)

表彰の種類	表彰の対象	表彰の基準				表彰者数	推薦主体	推薦時期	表彰時期	所管課名
		区分	職種等	基準	従事年数					
感謝状	救急病院及び救急診療所	救急病院及び救急診療所	救急病院及び救急診療所	1 救急病院等を定める省令に基づき、知事が認定し告示している救急病院及び診療所のうち、永年にわたり救急医療に尽くしてきた医療機関	15年以上	該当医療機関	総合振興局長及び振興局長(以下「総合振興局長等」という。) 政令市長 団体の長	8月末	秋期	地域医療推進局 地域医療課
	緊急臨時的医師派遣事業における派遣元医療法人等		医療法人等	1 緊急臨時的医師派遣事業における派遣元医療機関として、2年以上医師派遣の実績があり、派遣元医療機関として、通算500日以上医師派遣しているもの。		該当医療法人等	地域医療課 医師確保担当課長	随時	随時	地域医療推進局 地域医療課
	民生委員 児童委員			1 民生委員として1任期(3年)以上在職し、その辞任が真にやむを得ない事情にあると認められるもので、総合振興局長等、市長報告があったもの(死亡者を除く。) ただし、一斉改選により引き続き委嘱を受けたもの及び民生委員法第11条の規定によりその職を解かれたもの等を除く	3年以上	対象者全員	総合振興局長等 市長	随時	随時	福祉局 地域福祉課
	知的障がい者自立促進優良事業主	民間事業主		1 知的障がい者を自らの事業所に積極的に受け入れ、訓練を行い、雇用するなど、その社会的自立の促進に尽くしたものの		10人	総合振興局長等 札幌市長	5月末頃	7月頃 (北海道手をつなぐ育成会全道大会席上)	福祉局 障がい者保健福祉課
	精神障がい者自立促進優良事業主	民間事業主		1 精神障がい者を自らの事業所に積極的に受け入れ、訓練を行い、雇用するなど、その社会的自立の促進に尽力しているもの		6人	総合振興局長等	随時	10月頃 (精神保健北海道大会席上)	福祉局 障がい者保健福祉課
	ひとり親家庭等相談業務永年従事者	母子・父子自立支援		1 永年にわたり、ひとり親家庭等相談業務のため、献身的活動を続け、道行政に寄与し、その功績が顕著なもの	10年以上	該当者全員	子ども家庭支援課	秋期	秋期	子ども政策局 子ども家庭支援課
	戦没者遺族援護功労者			1 永年にわたって戦没者遺族の援護事業に携わり、社会福祉の増進に寄与し、その功績が顕著なもの(遺族会の行う援護福祉事業に携わり、当該事業の推進に努め、もって公共の福祉に寄与し、その功績が顕著なもの)	10年以上	約50名	総合振興局長等	4月中旬	6月上旬	福祉局 地域福祉課
	児童福祉(児童自立支援等)功労者			1 永年にわたり、支援を必要とする子どもたちを見守り、その成長を手助けするなど、児童福祉の推進や児童の自立促進のため、地域において献身的な活動を続け、その功績が顕著なもの	10年以上	対象者全員	虐待防止対策担当課長	随時	随時	子ども政策局 子ども家庭支援課

(別表第3号)

表彰の種類	表彰の対象	表彰の基準				表彰者数	推薦主体	推薦時期	表彰時期	所管課名
		区分	職種等	基準	従事年数					
賞状	優良医学業績	①医師 ②医学関係団体	医師	1 公衆衛生に関する医学、医事衛生に優れた業績のあるもの		若干名	北海道医師会長	7～8月	9～10月頃 (北海道医学大会席上)	地域医療推進局 医務薬務課
	北海道福祉の まちづくり賞	①公共的施設部門 ②活動部門 ③福祉用具部門		1 北海道福祉のまちづくり条例に規定する公共的施設等で、北海道に所在し、福祉的配慮に優れているもの 2 条例の趣旨に基づき、障がい者・高齢者等の自立と社会参加を支援するために活動し、その功績が顕著なもの 3 道内において研究開発又は作成され、障がい者や高齢者等の自立支援や介護者の負担軽減を図る福祉用具等で、特に優れたもの		①2件 ②2件 ③2件	懇談会構成員	7月下旬～ 9月上旬	福祉の日(10月23日)前後に実施	福祉局 地域福祉課
	北海道歯・口の健康に関する 図画・ポスター コンクール			1 歯科保健に関する内容で優秀なもの		3人	審査委員	7月下旬	10～11月 (学校歯科保健研究大会席上)	健康安全局 地域保健課
	調理技能 コンクール	調理師	調理師	1 調理師としての知識と技術に優れ他の模範となるもの		21人	審査委員	年1回随時	10月	健康安全局 地域保健課
	食生活改善優良 組織	地区組織		1 地域住民の健康保持のため食生活改善を推進し、顕著な成果を挙げた組織		4人	総合振興局長等 政令市長	7月下旬	9～10月	健康安全局 地域保健課
	優良給食施設	特定給食施設		1 給食の管理運営が特に優秀で他の模範となる施設			総合振興局長等 政令市長	7月下旬	9～10月	健康安全局 地域保健課
	北海道の観光振興・日本料理 コンクール		調理師	1 北海道の食文化の発展に寄与し、調理師の技術が特に優れたもの		1人	審査委員		2～3月	健康安全局 地域保健課
	優良がん対策推 進企業	企業		1 本道のがん対策の推進を支援し、その功績が顕著である企業		2企業	審査委員	随時	9～10月	健康安全局 地域保健課
	生活衛生関係 営業優良施設	生活衛生関係 営業者		1 営業施設の衛生基準を遵守し、特に他の模範となるもの		17人	総合振興局長等 政令市長	4月頃	5月頃 (各生活衛生同業組合通常総会席上)	健康安全局 食品衛生課

表彰の種類	表彰の対象	表彰の基準				表彰者数	推薦主体	推薦時期	表彰時期	所管課名
		区分	職種等	基準	従事年数					
賞状	食品衛生優良店舗	食品営業者		1 営業施設の衛生基準を遵守し、特にその成績の優れた店舗		17店	総合振興局長等	6月下旬	秋期 (食品衛生大会席上)	健康安全局 食品衛生課
	美容コンテスト	美容師	美容師	1 美容技術の優れたもの		各回2人	審査委員	年2回 随時	未定 (競技会席上)	健康安全局 食品衛生課
	全道高齢者スポーツ等大会	12種目 ゴルフ 弓道 卓球 テニス ゲートボール ソフトボール ペタンク 剣道 将棋 囲碁 ソフトテニス マラソン		1 各種目で優勝したもの		45人 (団体)	(社福)北海道社会福祉協議会	5月	6月	福祉局 高齢者保健福祉課
	全道シルバー作品展	5部門 絵画 写真 書 工芸 短詩型		1 各部門で最優秀のもの		5人 (各部門1人)	(社福)北海道社会福祉協議会	8月	9月	福祉局 高齢者保健福祉課
	高齢者生き生き写真展			1 一般の部で最優秀のもの		1人	(財)北海道老人クラブ連合会	6～7月	9月	福祉局 高齢者保健福祉課
	北海道シニア陶芸展			1 最優秀のもの		1人	審査委員	11月	12月	福祉局 高齢者保健福祉課
	老人の日・老人週間			1 道内最高齢者 2 夫及び妻のいずれも百歳以上の夫婦		1 男女 各1名 2 該当者	高齢者保健福祉課長	9月	9月	福祉局 高齢者保健福祉課
	全道キタシルバ杯カラオケ大会			1 最優秀のもの		1人	審査員	3月	3月	福祉局 高齢者保健福祉課

表彰の種類	表彰の対象	表彰の基準				表彰者数	推薦主体	推薦時期	表彰時期	所管課名
		区分	職種等	基準	従事年数					
賞状	「心の輪を広げる障害者理解促進事業」	6部門 作文（小学生の部） 作文（中学生の部） 作文（高校生の部） 作文（一般の部） ポスター（小学生の部） ポスター（中学生の部）		1 作文 障がいのある人とない人とのこころのふれあい体験をつづったもので、特に優秀なもの 2 ポスター 障がい者に対する理解の促進等に資し、障がいのある人とない人の間の相互理解を促進するもので、特に優秀なもの		5人	審査委員	年1回	12月	福祉局 障がい者保健福祉課
	「手足の不自由な子どもを育てる運動」作品コンクール	6部門 作文（肢体不自由児） 作文（友情） 図画（肢体不自由児） 図画（友情） 書道（肢体不自由児） 手芸工芸 （肢体不自由児）		1 障がいを克服し、強く生き抜く意欲を高める作品で、特に優良なもの 2 手足の不自由な友達を激励する作品で特に優秀なもの		6人	審査委員	年1回	2～3月頃	福祉局 障がい者保健福祉課
	児童養護施設 児童絵画・書道展	児童養護施設 入所児童		1 各部門で最優秀のもの		2人 （各部門 1人）	（社）心の里親会	秋期	11月	子ども政策局 子ども家庭支援課
	ほっかいどう未来輝く子育て大賞	子育て支援に携わる個人又は団体 ①子育て応援 団体部門 ②子育て応援 個人部門 ③子育て応援 企業部門		1 地域の子育て支援への貢献が顕著なもの	2年以上	4人 （団体）	審査委員	年1回	秋期	子ども政策局 子ども政策企画課

北海道知事表彰保健福祉部関係事務取扱要領

平成10年11月30日保総第1662号保健福祉部長通達

- 一部改正…11年 2月12日 保総第2061号
- 一部改正…11年 4月 1日 保総第 6号
- 一部改正…11年11月16日 保総第1134号
- 一部改正…13年 5月10日 保総第 232号
- 一部改正…14年 3月25日 保総第1664号
- 一部改正…15年 3月31日 保総第2201号
- 一部改正…15年 6月 2日 保総第 425号
- 一部改正…16年 3月31日 保総第11957号
- 一部改正…16年 5月24日 保総第 601号
- 一部改正…17年 3月31日 保総第3643号
- 一部改正…18年 4月 3日 保総第 26号
- 一部改正…19年 3月31日 保総第3347号
- 一部改正…21年 4月 1日 保総第 12号
- 一部改正…21年 8月12日 保総第 969号
- 一部改正…22年 5月18日 保総第 349号
- 一部改正…23年 4月 1日 保総第 6号
- 一部改正…24年 4月13日 保総第 96号
- 一部改正…25年 3月29日 保総第1977号
- 一部改正…26年 3月31日 保総第2056号
- 一部改正…27年 3月30日 保総第2211号
- 一部改正…28年 4月 1日 保総第 279号
- 一部改正…29年 3月31日 保総第2507号

一部改正…	30年	4月11日	保総第	89号
一部改正…	31年	4月9日	保総第	100号
一部改正…	2年	4月1日	保総第	2049号
一部改正…	3年	4月1日	保総第	2646号
一部改正…	4年	4月1日	保総第	3916号
一部改正…	5年	10月17日	保総第	1089号
一部改正…	6年	4月1日	保総第	102号

1 趣 旨

「北海道表彰規則（平成10年4月1日北海道規則第31号）」に基づく表彰事務の取扱いについては、「北海道表彰事務取扱要領（平成10年4月1日人事第40号 総務部長通達）」によるほか、この要領の定めるところによる。

2 表彰状による表彰

（1）表彰の対象

当部が所管する表彰の対象となる候補者は、別表第1号に該当する者とする。

ただし、細部の審査基準については、当該表彰所管課において定めるものとする。

（2）候補者の推薦

推薦者（別表第1号における推薦主体）は、その所管する地域に居住する者（法人その他の団体を含む。以下同じ。）であって、特に事績の優れたものを選考し、保健福祉部長に推薦するものとする。

また、そのうち、子ども政策企画課及び子ども家庭支援課が所掌するものについては、子ども応援社会推進監に推薦するものとする。

（3）表彰者の決定

各表彰の所管課においては、候補者の選考調書を作成し、審査基準により審査を行うものとし、当該審査結果に基づき、被表彰者を決定する。

なお、別表に掲げる選考方法が点数制等により客観的に明確なものである、北海道社会貢献賞及び北海道善行賞については保健福祉部長（子ども政策企画課及び子ども家庭支援課所掌分については子ども応援社会推進監）が被表彰者を決定する。

その他の重要な表彰を受けるものは、知事が決定する。

3 感謝状による表彰

(1) 表彰の対象

感謝状による表彰は、原則として別表第2号に該当する者とする。ただし、細部の審査基準については、当該表彰所管課において定めるものとする。

(2) 表彰者の決定

各表彰の所管課においては、推薦書等に基づき、審査基準により選考を行うものとし、当該選考結果に基づき、保健福祉部長（子ども政策企画課及び子ども家庭支援課所掌分については子ども応援社会推進監）が被表彰者を決定する。

なお、新たに贈呈する場合は、総務課長及び総務部人事局人事課給与服務担当課長に合議するものとする。

(3) 表彰の公表

被表彰者の公表は、保健福祉部長（子ども政策企画課及び子ども家庭支援課所掌分については子ども応援社会推進監）が適時行い、随時推薦者を経て被表彰者に通知する。

4 賞状による表彰

(1) 表彰の対象

賞状による表彰は、原則として別表第3号に該当する者とする。ただし、細部の審査基準については、当該表彰所管課において定めるものとする。

(2) 表彰者の決定

各表彰の所管課においては、審査基準により選考を行うものとし、当該選考結果に基づき、保健福祉部長が被表彰者を決定する。

また、そのうち、子ども政策企画課及び子ども家庭支援課が所掌するものについては、部長級である子ども応援社会推進監が被表彰者を決定する。

外部への出賞において、新たに出賞する場合は決定方法について総務課長及び総務部人事局人事課給与服務担当課長に合議するものとする。

(3) 表彰の公表

被表彰者の公表は、保健福祉部長（子ども政策企画課及び子ども家庭支援課所掌分については子ども応援社会推進監）が適時行い、随時、推薦者を経て被表彰者に通知する。

5 表彰者の決定

被表彰者を決定しようとする際は、総務課長に合議するものとする。

附 則（平成10年11月30日保総第1662号）

この要領は、平成10年11月30日から施行する。

附 則（平成11年 2月12日保総第2061号）

この要領は、平成11年 2月12日から施行する。

附 則（平成11年 4月 1日保総第 6号）

この要領は、平成11年 4月 1日から施行する。

附 則（平成11年11月16日保総第1134号）

この要領は、平成11年11月16日から施行する。

附 則（平成13年 5月10日保総第 232号）

この要領は、平成13年 5月10日から施行する。

附 則（平成14年 3月25日保総第1664号）

この要領は、平成14年 3月25日から施行する。

附 則（平成15年 3月31日保総第2201号）

この要領は、平成15年 3月31日から施行する。

附 則（平成15年 6月 2日保総第 425号）

この要領は、平成15年 6月 2日から施行する。

附 則（平成16年 3月31日保総第11957号）

この要領は、平成16年 3月31日から施行する。

附 則（平成16年 5月24日保総第 601号）

この要領は、平成16年 5月24日から施行する。

附 則（平成17年 3月31日保総第3643号）

この要領は、平成17年 3月31日から施行する。

附 則（平成18年 4月 3日保総第 26号）

この要領は、平成18年 4月 3日から施行する。

附 則（平成19年 3月31日保総第3347号）

この要領は、平成19年 3月31日から施行する。

附 則（平成21年 4月 1日保総第 12号）

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則（平成21年 8月21日保総第 969号）

この要領は、平成21年 8月21日から施行する。

附 則（平成22年 5月18日保総第 349号）

この要領は、平成22年 5月18日から施行する。

附 則（平成23年 4月 1日保総第 6号）

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則（平成24年 4月13日保総第 96号）

この要領は、平成24年 4月13日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日保総第 1977 号）

この要領は、平成 25 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日保総第 2056 号）

この要領は、平成 26 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日保総第 2211 号）

この要領は、平成 27 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日保総第 279 号）

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日保総第 2507 号）

この要領は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 11 日保総第 89 号）

この要領は、平成 30 年 4 月 11 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 9 日保総第 100 号）

この要領は、平成 31 年 4 月 9 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日保総第 2049 号）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日保総第 2646 号）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日保総第 3916 号）

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 10 月 17 日保総第 1089 号）

この要領は、令和 5 年 10 月 17 日から施行し、令和 5 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日保総第 102 号）

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

